

「感染防止対策実施中ポスター」（飲食店用）について

1 概要

新型コロナウイルスの感染拡大の抑制と、社会経済活動の維持の両立を図るためには、飲食店事業者の皆様へ、しっかりとした感染防止対策を実施していただくことが非常に重要です。

そこで宮城県では、飲食店事業者の皆様（居酒屋、レストラン、食堂、カラオケ、バー、クラブ等）を対象とし、業種毎に定められたガイドラインに従い、感染防止対策に取り組んでいる店舗であることを県民の皆様へ示す「感染防止対策実施中ポスター」を発行することとしました。

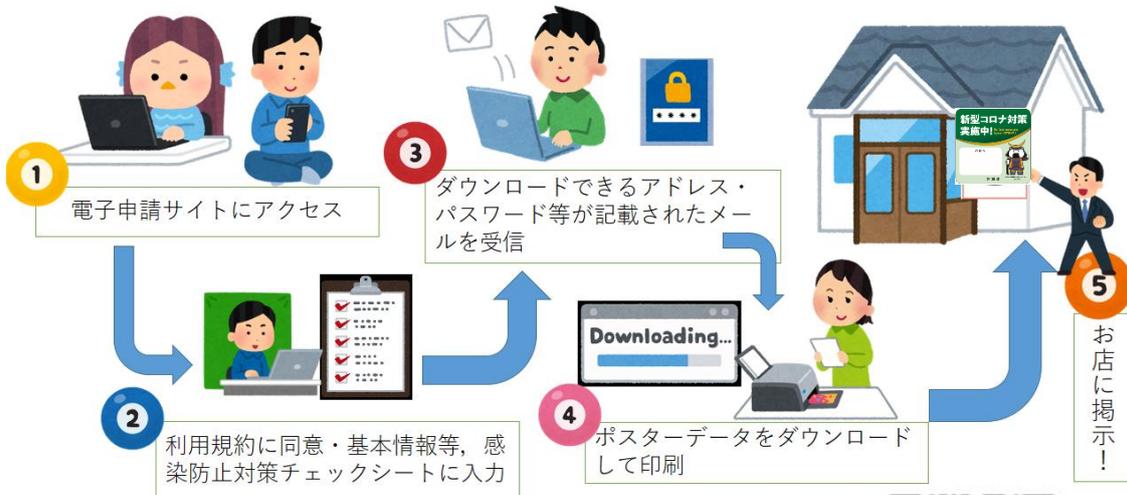
ガイドラインを遵守している飲食店事業者の皆様が、オンラインで必要事項（店舗の基本的情報、実施している感染防止対策のチェックリスト等）を登録していただくことで「感染防止対策実施中ポスター」を取得※できる仕組みです。（※ポスターの電子データとなります）

この「感染防止対策実施中ポスター」を店舗等の目立つところに掲示していただくことで、県民の皆様へ、感染防止対策に積極的に取り組んでいる店舗であることをお知らせすることができます。

飲食店事業者の皆様は利用促進と感染拡大防止のため、ぜひこの取組にご協力ください。

2 入手方法等

- (1) 飲食店事業者の皆様が、電子申請のホームページにアクセスします。
(下記URL又はQRコードからアクセス願います)
- (2) 店舗の名称等の基本情報等を入力するとともに、実施している感染防止対策のチェックリスト等にチェックを入れます。（全ての項目を実施していることが条件となります）
- (3) 申請の受付が完了すると、ポスターのデータがダウンロードできるホームページのアドレス及びIDとパスワードがメールにより配信されます。
- (4) 上記ホームページからデータをダウンロードして、印刷の上、店舗の店頭等に掲示します。



3 運用開始日

令和2年8月3日（月）

